

(案)

基準 17

流通業務施設

4車線以上の国道並びに高速自動車国道のインターチェンジの周辺における流通業務施設に係る開発行為等であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

- 1 対象施設は、次のいずれかに該当する施設であること。
 - (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に係るものを除く）の用に供する施設であること。（自己の業務に供する施設に限る。）
 - (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。
 - (3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流総合効率化法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に係るものを除く）の用に供する施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫で認定事業者が設置する施設であること。
- 2 上記1（1）又は（2）に該当するものにあつては、積載量5 t以上の貨物自動車が入日平均延べ16回以上発着すると地方運輸局長が認めたものであること。
- 3 申請地は、次に該当すること。
 - (1) 上記1の（1）又は（2）の施設にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 国道17号、国道50号又は国道122号の沿道であること。
 - イ 高速自動車国道の太田桐生インターチェンジ及び強戸スマートインターチェンジの出入口で、一般道と接する地点より半径1 kmの範囲にあり、かつ、幅員9 m以上で続く既存道路の沿道であること。
 - (2) 上記1の（3）の認定施設にあつては、高速自動車国道のインターチェンジの出入口で、一般道と接する地点より半径5 kmの範囲にあり、かつ、幅員9 m以上で続く既存道路の沿道であること。
- 4 申請地の土地利用については、次に掲げるすべての事項に該当すること。
 - (1) 申請地は、上記3の道路に30 m以上接し、かつ、路地状でないこと。
 - (2) 車両の出入口は、当該道路から行き、幅員は8 m以上で、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。